

法律による規制等の概要

i 自然公園法

自然公園法では、自然環境の保護と適正な利用を図るため、規制・禁止行為が定められています。この法律に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

【環境大臣の許可を必要とする主な行為】

- ① 工作物を新築・改築又は増築すること。
- ② 木竹を伐採、又は損傷すること。
- ③ 鉱物の掘採、又は土石を採取すること。
- ④ 屋外に土石その他の物を集積し、又は貯蔵すること。
- ⑤ 高山植物その他の指定植物を採取し、又は損傷すること。
- ⑥ 車馬等の乗入禁止区域内において車馬(自転車、スノーモビル等を含む)若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ⑦ 動物の捕獲、又は植物を採取・損傷すること。
- ⑧ たき火をすること。
- ⑨ 植物を植栽し、又は種子を蒔くこと。
- ⑩ 家畜の放牧、又は動物を放つこと。

※⑦～⑩については、特別保護地区における規制行為。

【禁止行為】

- ① 公園利用者に著しく不快の念を起させるような方法で、ごみ等の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- ② 悪臭を発生させる、拡声機・ラジオ等により騒音を発生させる、展望所・休憩所等をほしいままに占拠する、嫌悪の情を催させるような方法で客引きをするなど、公園利用者に著しく迷惑をかけること。

ii 自然環境保全法

大雪山の十勝川上流域、約1,000haが自然環境保全法により「十勝川源流部原生自然環境保全地域」の指定を受けています。このため、環境大臣の許可を得ずに工作物の新築、土地の形質変更、土石の採取、植物の採取・損傷、動物の捕獲・殺傷、たき火、車馬等の使用又は航空機の着陸等の行為を行った場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

iii 文化財保護法

大雪山は、中心部の約35,000haが文化財保護法により特別天然記念物に指定されています。また、天然記念物の指定を受けているウスバキチョウやカラフトルリシジミなどの高山蝶、クマゲラやシマフクロウなどの鳥類が生息しています。このため、文化庁長官の許可を得ずにその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行った場合は、5年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

iv 鳥獣保護法(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)

大雪山は、森林性鳥獣にとって貴重な生息地となっているため、鳥獣保護法により国指定の大雪山鳥獣保護区を始め、北海道指定の白金鳥獣保護区、大雪原生林鳥獣保護区、トムラウシ鳥獣保護区など9ヶ所約42,000haの鳥獣保護区が指定されています。このため、鳥獣保護区内で環境大臣又は北海道知事の許可を得ずに、鳥獣を捕獲したり、鳥獣の繁殖に支障を与えるような行為をした場合は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

v 森林法

大雪山の森林の大部分は、森林法により水源のかん養、土砂流出の防備、風・雪害等の防備、公衆の保健、名所旧跡の風致の保存等のために保安林の指定を受けています。このため、保安林内で知事の許可を受けずに、木竹の伐採又は損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石の採取、土地の形質の変更等の行為をした場合は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。